

第 699 回

東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

平成 30 年 9 月 10 日（月）

午後 3 時 30 分開会

○青少年課長 本日の傍聴人等をご案内します。本日、報道はおりません。傍聴人は 15 人となっています。

それでは、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○青少年対策担当部長 それでは、審議会を始めさせていただきます。会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○会長 ただいまから、第 699 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。

次第と書かれております資料の 1 ページをご覧ください。前回の審議会以降の 8 月 6 日から 9 月 9 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 1 誌を指定図書類とすること、2 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。8 月 9 日にプレス発表、店舗等への通知を行い、不健全図書については 8 月 10 日に告示、優良映画については 8 月 14 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ、ファミリールール講座を 3 回開催いたしました。立入調査等の結果につきましては、後ほど詳細に説明をさせていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、9 月 5 日に出版業界自主規制団体との打ち合わせ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果として取りまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また、資料 2 ページから、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、4 ページには、過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。不健全図書につきましては、過去 1 年間以内に不健全指定を 6 回受けた場合に事業者に対し勧告する制度がございますが、累回指定による勧告の対象者は今月もございません。

続いて、5ページをご覧ください。こちらは都が委嘱しております、東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の8月分の状況でございます。

平成30年8月までに委嘱しております協力員は756名です。8月の活動者数は45名、調査店舗数は224店舗でございます。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類、不健全指定図書類、成人向けなどの成人マーク付きの図書類の表示図書類、コンビニなどで販売されている、青い半透明のシールでとめることで青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の類似図書類の3種類です。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示しております。

まず、不健全図書として指定した図書類を不適切に販売している店舗はございませんでした。表示図書類につきましては、1店舗で包装が適切にされていませんでした。類似図書類につきましては、1店舗で区分陳列が適切にされておりました。

また、青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は9店舗ありました。なお、今月は不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査はございませんでした。

次の6ページには、都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では、指定図書類の取扱不適切が5店舗、表示図書類の取扱不適切が3店舗ございました。類似図書類で問題がある店舗は1店舗ございました。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取扱不適切が2店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、漫画喫茶等への実態調査では、カラオケボックスで青少年制限掲示に問題があった店舗が1店舗ございました。また、ネットカフェにおいてフィルタリングが導入されていない店舗が1店舗ございました。

4番目の表、古物商への立入調査は実施いたしませんでした。

問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

続いて、7ページをご覧ください。こちらは雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務づけられております届け出等の施行状況でございます。図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届け出をすることとなります。①は、8月末現在の区市町村別届け出箇所・台数一覧でございます。設置箇所数は16カ所、失礼いた

しました。設置台数は 45 台で、ともに先月からマイナス 1 となります。自動販売機の立入調査については、2 台調査を行ったところ、廃止届の提出がないことがわかり、現在、届出の提出を依頼しております。

事務の施行経過については以上でございます。

○会長 ご説明をありがとうございました。

ただいまの説明について、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

私から 1 点よろしいですか。6 ページの書店等への立入調査ですが、新刊書店を 6 店舗調査されて、不適切が 4 店舗あったということですね。6 店舗のうち 4 店舗が不適切ということで、2 店舗については適切だったのでしょうか、それとも不健全育成図書類は、そもそも取り扱っていなかったということでしょうか。

指定図書類がない店舗が 1 店舗で、不適切が 4 店舗、足すと 5 店舗となるようですが。

○青少年課長 今、詳細確認しておりますので、少々お待ちください。数字のもとになる個票を確認して、場合によっては修正をさせていただきます。

○会長 必ずしもそれぞれの数字の合計が合うというものではない可能性もございますが、新刊書店での不適切が非常に多い印象を受けましたので、改めて次回までに調査をお願いします。

○青少年課長 はい、次回、報告をさせていただきます。

○会長 ほかにはご質問等はいかがでしょう。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○会長 ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

○会長 それでは、再開をいたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○青少年課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

まず、計 2 誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。調査・審議事項と記載されております資料の 1 ページをご覧ください。諮問第 1111 号でございます。

さらに、2 ページにございます「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」をご覧ください。

こちらに記載されました図書類は、平成 30 年 7 月 28 日から 8 月 30 日までの間に、都内のコンビニ、書店で青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計 124 誌のうちから、8 ページ、9 ページに記載してございます条例施行規則第 15 条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

まず、図書名 1 が、『SP コミックス 本当にあったたまらない話』、平成 30 年 8 月 17 日に株式会社リイドより発行されております。過去 1 年間の指定実績は 1 回です。

図書名 2 が、『Charles Comics メスイキ×強制 B L』、平成 30 年 9 月 15 日に株式会社メディアソフトより発行されております。過去 1 年間の指定実績は 1 回です。

該当箇所につきましては、「全編大部分」でございます。

該当指定基準は、施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものとするものでございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、9 月 5 日に自主規制団体から意見を聴取して、3 から 4 ページに取りまとめてございますのでご覧ください。

まず、図書名 1 が、『SP コミックス 本当にあったたまらない話』ですが、自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見がまず 8 名でございます。その主な内容は、「性器に白抜きは施されているが、形状が分かる描き方。陰毛や体液描写もリアルで多い。一般的にリアル感を重視した印象を受ける。一部のストーリーで暴力的な表現もあり、区分陳列の対象とせざるを得ないとする。指定該当」などでございます。「指定非該当」は 8 名で、その主な内容は、「社会通念上、強姦等にあたる人格否定の表現があるものの、物語上結論として美化しているとは言えない。陰毛等は描かれているが、性器そのものは形状不明となる処理がされている。指定非該当」などでございます。

なお、「保留」の方が 1 名おられました。

続きまして、図書名 2、『Charles Comics メスイキ×強制 B L』です。自主規制団体のご意見としては、「指定やむなし」の意見が 10 名です。その主な意見は、「絵柄の修整が不足しており、性器そのものが露出している表現がある。人格否定、強姦を美化する面も見受けられる。指定やむなし」などでございます。「指定非該当」は 6 名で、その主な意見は、「性器は白抜き修整がされている。短編集であり、強く卑わいさを感じさせるものではない。指定非該当」などでございます。

なお、「保留」の方が1名おられました。

以上でございます。

○会長 ご説明、ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問はございますか。特によろしければ調査に入ってください。

(図書審査)

○会長 図書をご覧いただけたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。

それでは、まず、A委員、お願いします。

○A委員 2誌とも指定で指定該当でお願いします。

この1誌目の、リード社は過去1年間の指定回数は1回ですが、毎年必ず指定される常連かなという気もします。今回の作品も聴き取り結果にあるように、本当にリアル感を重視した、という印象を受けます。指定該当でお願いします。

2誌目も同じように、本当に修整が甘く、形状がはっきりわかります。聴き取り結果ではこのイメージから性的感情をあおる要素は強いが、内容は拍子抜け、だから非該当だというのがありましたが、全く理由にはならないと思いました。2誌とも指定該当でお願いします。

○会長 はい、わかりました。

それでは、D委員、お願いいたします。

○D委員 1誌目は保留でお願いします。2誌目は指定該当でよろしいかなと思います。

質問ですが、2誌目の聴き取り結果の中で、オムニバスの中の一作品のみ対象となる可能性がある、という意見がありました。指定された作品の中でオムニバスが最近は多いと思うんですけど、確かに今回はすごく画力というか、差がすごいです。こういったときに、全部の作品がだめですよ、ということになるのか、ちょっと確認したかったんです。どういう形で伝えられるのか。

○青少年課長 2誌目につきましては、もし、これが指定となりましたら、全編大部分でというところで発行業者に伝えます。

○D委員 そうすると、全編と言われた中で、出版社側も考えながらいろいろ工夫していくという形になるわけですか。

○青少年課長 はい。そうなります。

○D委員 わかりました。あと、1誌目の作者は、15年目と書いてあって、カバーにたくさん

過去の作品が並んでいますが、過去の作品も同じように指定されているんですかね。多分、同じ作風で、同じような表現なんだと思うんですが。

○青少年課長 カバーにあるもののうち8つが指定されているところでございます。

○D委員 わかりました。すごい絵が上手なんです。実は私は絵自体であんまり特段卑わいというのを感じなかったのですが、ずっとこうやって性交シーンがずっと続くということもあり、保留とします。

○会長 わかりました。

では、E委員、いかがでしょうか。

○E委員 私は、2冊とも指定該当でお願いいたします。聴き取り結果の非該当が1誌目は8人で、2誌目は6人で、結構非該当が多いなと思いました。私は、2誌とも指定該当でお願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

古郷委員はいかがでしょうか。

○古郷委員 2誌とも指定該当でお願いいたします。性器部分は白抜きになっているところではありますけれども、やはり性描写は大変多くリアルであります。また、人格否定もありますので、指定でお願いして区分陳列をしていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

西尾委員、いかがでしょうか。

○西尾委員 2誌とも指定該当でお願いをいたします。

まず、2誌目のほうはですね、これ全編にわたって性描写が多い。それとあと、白抜きも非常に形状がわかるということで卑わい感が強いと思います。

1誌目もですが、性描写が多いというところ。白抜きのところは、この1誌目のほうはできてるんじゃないかなというところで、ちょっと迷う部分もあったんですが、ただ、健全育成という観点から指定やむなしと感じました。2誌とも該当でお願いします。

○会長 わかりました。ありがとうございます。

K委員、いかがでしょうか。

○K委員 私も2誌とも該当でよろしいと思います。

1誌目は、全話、上手な絵で性交シーンがたくさん出てくるので。

2誌目はBLですが、体液や、擬音の描写が大変たくさん出てきて、卑わい感を高めている、と感じました。該当ということでお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

H 委員、いかがでしょうか。

○H 委員 1誌目はストーリー性もあってどうかなと思ったんですが、やっぱり修整とかはされているとはいえ、全編性交シーンが多く、卑わい感が強いというところでは、指定該当やむなしかなと判断しました。

2誌目に関しては、タイトルほどの人格否定とか強制というのは感じなかったんですけども、やっぱり、これも全編にわたって性描写というのがひっかかりまして、これもちょっと指定該当やむなしかなと判断しております。

○会長 ありがとうございます。

B 委員、いかがでしょうか。

○B 委員 両誌とも成人向け図書だと思われま。区分陳列をお願いしたいと思いま。

○会長 はい、ありがとうございます。

C 委員、いかがでしょうか。

○C 委員 私も2誌とも指定でお願いしたいんです。私も1誌目のほうを非常に悩んだことがあります。ちょっと保留にすべきかどうかを悩んだところでした。非該当が聴き取り結果では非常に多かったというのと、その理由のところ、この程度のものは指定に当たらないんじゃないかみたいなどころがありました。過去の経緯も含めて慎重に考える必要があるのかな、と。しかし、絵が上手というふうに書かれているんですけど、きれいな表紙なので、青少年が、おもしろそうだな、と本当にあつたたまらない話って何だろう、と買ってしまった場合に、衝撃を受けるんじゃないかなというのもありまして、今回は指定該当でお願いしたいと思いま。

○会長 はい、わかりました。ありがとうございます。

鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 私も2誌とも指定が適当だと思いま。やはり、今回の聴き取り結果を見ても、もうほかの委員の皆さんのご指摘もありましたように、指定非該当のご意見が多いみたいなんです。やはり全編大部分に性描写が多くて、強く卑わいさを感じる作品だろうなということで、2誌とも指定が適当だと思いま。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

I 委員、いかがでしょうか。

○I 委員 作者の八月薫さんというのは、何度も指定されているんですね。エロティックな熟女物を書かせたら、デザインも絵も非常にしっかりしてて、非常にそそられるような感じはあると思うんです。

だからなんですけども、性器とかは一応消してあったり、配慮されている。性交シーンはほとんど出てこないんですけども、その性的姿態といいますか、男を誘うときの熟女のエロティックさが、青少年にはやっぱりいかがなものかというところがあります。これはもうこの方の作品のどれもに共通するようなところなんですけども、修整はされてても、極端に露骨で青少年のまだ未熟な性意識には刺激的じゃないかと思います。そういう意味では区分陳列の対象でしょう。

もう1作のBLです。このBLはオムニバスなんですけども、確かに絵はそれぞれ差があって、丁寧なもの、割と乱暴な作品があります。やっぱり一番大きな問題は人格否定なんです。暴力を使った無理やり男が男を襲うという意味での性的な呪縛だとか、縛りつけとか、そういうものが問題だと思うんです。作品はオムニバスなんですけども、数カ所、そういう人格否定の部分がありますので、これもやっぱり区分陳列はやむを得ないと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

G 委員、いかがでしょうか。

○G 委員 私も青少年健全育成という立場から考えて指定でお願いしたいと思います。

1誌のほうは、擬音とか体液とか、全体として卑わい感もあります。また、性交の強制、これはふさわしくないと思います。それから、この乱交シーンとか、全体にリアルな部分が多いと思います。

2誌のほうは、聴き取り結果が10対6ぐらいで非該当も多いですし、カバーからのイメージから性的感情をあおる要素は強いが、内容は拍子抜けというようなことで非該当という方がおりますけども、これだけの露骨な描写があるんですから、拍子抜けということはないと思います。それで指定やむなしと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

J 委員、いかがでしょうか。

○J 委員 私も両方とも指定が適当かなと思います。

1 誌目のほうは修整はされているとは思いますが、やはり、性的な描写が多くて卑わい感が強いです。子供が見るには、小学生や中学生が見るということを考えると、ちょっと、やっぱりこういうのはぞっとするのかなという感じがします。

それと、2 誌目のほうは、修整ができてるものと、修整が非常に甘いところとで、何か差があるみたいですが、1 冊の本とすると、やはり区分陳列をせざるを得ないかなということ

以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。

中崎委員、いかがでしょうか。

○中崎委員 私も2 誌とも指定でお願いしたいと思います。

○会長 森山委員はいかがでしょうか。

○森山委員 2 誌とも指定で該当でお願いしたいと思います。やっぱり、それぞれ全体的に卑わい感が強いと思いますので、区分陳列をしていただきたいというふうに思います。

○会長 はい。

F 委員はいかがでしょうか。

○F 委員 2 誌とも指定該当と思います。

以上です。

○会長 会長代理はいかがでしょうか。

○会長代理 2 誌とも区分された成人向けコーナーで売っていただきたい内容ですので、指定やむなしとします。

○会長 はい。

最後、私になりましたが、私も2 誌とも指定すべきと思います。自主規制団体の方で非該当というご意見も、1 誌目は8 名おられましたので慎重に調査をいたしました。やはり擬音や体液の描写も多く、非常に性交シーンが多くて卑わい感をあおるものだと思います。

2 誌目もいろんな作品が入っているわけですが、やはり修整も甘く、性描写も多く、性的感情を著しく刺激するものというふうに思いますので、区分陳列が妥当と思います。

それでは、答申でございますが、1 誌目につきましては1 名保留の方がおられました。大方の方が指定すべきというご意見でございます。そのように答申をさせていただきます。

2 誌目については、全員の方が指定やむなしということでもございました。そのように答申させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 ありがとうございます。

では、次の議題、推奨映画のほうの説明に移っていただきたいと思います。

○青少年課長 それでは、続きまして、優良映画の推奨についてご説明いたします。

まず、資料 11 ページに、優良映画等に関する推奨に関する条例等を記載しております。それぞれの映画が条例施行規則一号から六号のいずれかに該当するものであると推奨することになります。

では、諮問の内容について紹介いたします。12 ページをお開きください。こちら諮問第 1110 号でございます。

次に、13 ページをご覧ください。

作品名は、「オズランド 笑顔の魔法おしえます」。制作者名は、2018 映画「オズランド」製作委員会。公開時期は、平成 30 年 10 月 26 日から T O H O シネマズ日比谷ほかでの公開を予定しております。

続きまして、15 ページの申請内容をご覧ください。対象区分として中学生以上です。

推奨にふさわしい理由は記載のとおり。

また、青少年の健全な育成に有益とする該当項目としては、第一号、青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるものであること、第三号、青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものであること、第五号、青少年の思考力、批判力、または観察力を養うものであることという申請内容でございます。

事務局といたしましては、11 ページの条例施行規則第二条の推奨基準に照らしまして、13 ページ下段のとおり、対象区分として中学生以上、第一号、第三号、第五号に該当するものとして推奨したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 ただいまのご説明につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

それでは、先ほどと同じ順序でご意見をいただけてまいりたいと存じます。この推奨に賛成か反対か。また対象区分は中学生以上ということもございますね。そうですね。

○青少年課長 はい。

○会長 それでは、A 委員からお願いします。

○A 委員 まず、推奨に賛成です。大変テンポもよくて、有名な俳優さんと女優さんが演じている、それもすごく親しめるな、と思いました。大人の方は楽しいだけで仕事をしているんじゃない、でも、その中に何かやりがいを見つけてというあたりがすごくよくわかりました。ぜひ、推奨をお願いします。

区分は中学生、もちろん中学生、高校生でいいんですが、小学生高学年だってわかるのかな、とも思いました。

○会長 申請者自体も中学生ということですね。事務局のほうも申請どおり諮問したんですね。

○青少年課長 はい、申請どおりでございます。

○A 委員 それでしたら、このとおりで。

○会長 そうですか。はい、わかりました。

D 委員、いかがでしょうか。

○D 委員 同じく推奨でよろしいかと思えます。私も本当は小学校高学年からでいいかなと思えました。

○会長 はい、わかりました。

E 委員はいかがでしょうか。

○E 委員 私も推奨でお願いいたします。実際にある遊園地を使っていますね。

働くというテーマが非常にわかりやすかったと思います。ただ命令されたことを、例えばごみの掃除とかをやっているだけではなく、その掃除の中で、人々の生きざまとか、名前とかも覚えながら、一生懸命働く意義を見出していくところ辺りが感動しました。

○会長 ありがとうございます。

古郷委員、いかがでしょうか。

○古郷委員 推奨でお願いしたいと思えます。周りの人の温かさとか体験から、自分の仕事の意味とか、やりがいを見出していく、すばらしい映画だと思います。就職だけじゃなくて、悩んでいる青少年に見ていただきたいなというふうに思います。中学生以上でお願いします。

○会長 はい、ありがとうございます。

西尾委員、いかがでしょうか。

○西尾委員 推奨でお願いいたします。こちら推奨理由に書いていただいている、この仲間と助け合いながら成長していくシーンがよく描かれていると思います。朝ドラのように爽やか

な、というふうに思います。対象区分は、私は小学生高学年でもいいかなと思いますけれど。

○会長 はい、わかりました。

K 委員、いかがでしょうか。

○K 委員 明るく楽しい映画でした。爆弾のエピソードが出てくるのはいかがかというのもありましたが、コメディタッチの作品なので許せるかな、と思いました。いろいろ疑問も持ちながら働き出して、労働への意欲、仕事の意味に気がついて頑張っていくということを描いておりよろしいと思います。中学生以上で、楽しんで見てもらえるとと思いました。

○会長 はい、ありがとうございます。

H 委員はいかがですか。

○H 委員 推奨でお願いします。区分もこのとおりでいいと思います。やっぱり、このやりたい仕事じゃなかったところから、やりがいを見出すというのは、今の子供にちょっと弱点というか、弱いようなところなのかなと。自分でやりがいを見つけるという、そういうのを自分で考えるには、本当にいい映画かなと思いました。

○会長 はい、ありがとうございます。

B 委員はいかがでしょうか。

○B 委員 とてもおもしろい映画でしたが、爆弾騒ぎのシーンがございませう。これは断じて許せない話だと思います。青少年課長にお伺いをしたいんですが、この手のことをやった場合に、どのような犯罪行為となるか、ぜひ教えていただければと思います。

○青少年課長 爆弾について言いますと、威力業務妨害を構成する可能性があると思いますが、関係者が一応知っていたという前提でお話をすると、実際に業務の妨害がなかったということであれば、特定の犯罪には該当しないとも考えられます。別の場面で遊園地の夢のために、安全を犠牲にしても構わない、という一部誤った印象を与えかねないところもあった点になりましたが、いずれも直接に犯罪を構成するわけではないため、そのことのみをもって、事務局で推奨不適とせず、審議会にお諮りしました。

○B 委員 犯罪行為を構成されないということはよくわかりました。しかし、悪ふざけが過ぎると思います。これを東京都の名前で青少年に推奨するというのは、問題だと思います。推奨理由に書いてある、青少年の社会に対する良識と倫理観を育てる、という点を考えても推奨するのはやめてほしいと思います。

以上です。

○会長 B 委員より推奨に反対という意見表明がございましたが、補足がおありですか？

○B 委員 今、青少年課長からあったとおり、夢のためには安全を犠牲にしても構わないという印象を与えかねない場面もあったと思います。青少年は必ずしもそうしたことが誤解だよ、と説明を受けてから映画を見るわけではありません。夢のほうが大事なんだね、というように理解すると思うんですよ。これがいい映画だけに余計に。おもしろい映画だからこそ、東京都として推奨するのは、だめということです。

○会長 なるほど。B 委員が今おっしゃったことは、大事な問題提起だと思います。

ここまでの委員の皆さんのご意見にありましたように、この映画の製作意図は、仕事を通じて主人公が成長していく姿を描いたもので、出演している俳優さんも、西島さんとか、波留さんとか、皆さん好演しておられます。製作意図はまじめで真剣で、いい映画をつくろうという意欲はよく理解できます。そういう意味では感動的な作品であるとは思いますが、やはり爆弾の扱いですね。このシーンをどう見るかという点ですね。

事務局ではどんなふうに評価されましたか。

○青少年課長 事務局の事前審査においてもその点について全く同じ内容が指摘されており、手放しに推奨することはできないということで、少なくとも小学生はだめであろうという形の意見から、ある程度、判断能力が整った以上の年齢で推奨しようと考え、中学生以上としました。

おっしゃるとおりの問題点が他の部分との関連でフォローできる程度のものなのかどうかというところが焦点になる、と思います。

○会長 はい。では、今の B 委員のご発言を踏まえて、残りの方のご意見を伺っていきます。また、今までご意見おっしゃった方にも、もう一度伺ってきたいと思います。

C 委員、いかがでしょうか。

○C 委員 私は見て、まずはポップな映画だなと思いました。もともと原作があり、ちょっとコミカルでコメディでもありというのもあって、そこをこれだけリアルに有名な女優さんと俳優さんを使ったことが、もしかして逆に問題なのかなというのをちょっと伺いながら思っていました。原作である小説などの世界とは違い人気の俳優さんがやっているの、やっぱり影響力が全然違う。B 委員が今おっしゃったみたいに、推奨になる中高生だと逆に生徒さんだけで見る場合も結構あると思うんです。小学校低学年とか高学年だと、親御さんと説明しながら見ることもあるかと思うんですが、中高生だとお子さんだけで見たときに、仕

事のためなら、職場を守るためなら、こういうこともあるかもしれないということを、確かに伝えるきっかけにもなりかねないなと思いました。今、お話を伺いながら、遊園地の迷子があっても園内放送しないとか、いろんないわさがあることもあり、そういうことにやっぱり青少年は興味を持っているからこそ、社会的に与える影響というの、ともに考えなきゃいけないのかなと思ったところです。非常に難しいんですけども、これちょっと推奨しないほうにしたいと思います。

○会長 なるほど。はい、わかりました。

では、鈴木委員、いかがでしょうか。

○鈴木委員 B委員の問題提起を伺うまでは推奨というふうに思っておりました。確かにご指摘の部分、なるほど、と思います。しかし、中学生、高校生であれば、この映画の中の言いたいことも判断できようかというようなところもありますので、当初のお答えしようと思っただとおりに、推奨ということで申し上げておきます。また、この後もありますので、既にご発言された委員の皆様のところ、最終的に推奨ではないというような意見が多数であれば、また反映させていただこうかなというふうに思います。

以上です。

○会長 では、今のところ推薦ということによろしいですか。

○鈴木委員 現時点では推奨ということでお願いします。

○会長 議論によっては柔軟に考えるというお考えですね。

○鈴木委員 そうです。

○会長 はい、わかりました。

次に、I委員はいかがでしょうか。

○I委員 私は推奨で何の問題もないと思います。爆弾のエピソードについてはもちろん、それは論議する対象かもしれませんが、私はこういったエピソードは日常生活の中であると思います。爆弾は「ひっかけ」を演出する上での舞台道具の一つであくまでストーリーの中では自然に使われていました。その舞台道具としての爆弾を使ってはいけないと言わなければならないほどとは、私は考えませんでした。

大学を出てまでこんなことをさせられて、と思う主人公は、初めてごみ拾いとか、いろんなことをやらされている。こういうことを経験することによって、次第に笑顔になっていくという過程が、なかなかおもしろかったです。私は中学生以上を対象にして、一、三、五

号で賛成です。

○会長 はい、わかりました。

G委員はいかがでしょうか。

○G委員 私も見ていて気になる感じはなかったんですね。普通にドキドキしながら見ていた感じだったんですね。遊園地は楽しい夢を見るところじゃないですか。裏方をする仕事を見て、気配りとか楽しさとか工夫して、利用してくれる人を幸せにしてくれるわけですね。そこに思考力とか観察力を養うところもありますし、この映画を見て幸せを感じるんじゃないかなと思いました。推奨をお願いします。

○会長 爆弾のことは余り感じられなかった、ということですね。

○G委員 ええ。問題は感じなかったんですね。

○会長 はい、わかりました。

J委員はいかがでしょうか。

○J委員 私も推奨でいいと思います。特に、その爆弾のことは、ほとんど私は子供たちに影響を与えるというふうには、このストーリーの中では思いませんでした。それよりはむしろ働くことはどういうことかとか、特に力を合わせて働くことのすばらしさみたいなのを教えてくれるほうが、見た後の感想とするとずっと強いので、非常にいい映画だと思いますし、ここにあるように、中学生以上の方にはぜひ見ていただきたい映画だと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

中崎委員はいかがでしょうか。

○中崎委員 私も推奨でいいと思います。また、対象も中学生以上でいいと思います。

理由としては、遊園地の裏方の仕事を通じて、そこで働く人しかわからない苦労とか楽しさ、やりがいというのをうまく表現していますし、仕事に対する取組姿勢のあるべき姿というのを示しているので、推奨でいいと思っています。

また、爆弾の関係については、確かにサプライズの道具として爆弾というものを使ったという、その一部分だけを捉えると問題あるのかもしれませんが、全体を通してみれば、これはサプライズであることを、みんな分かっている、なおかつ、後でそうだったのかという、楽しめる部分というのも出てきますので、問題もないと思います。推奨でいいと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

森山委員、いかがでしょうか。

○森山委員 推奨と考えてたんですけれども、いろいろとご意見が出てきて、判断に迷っているところなんです。保留ということにさせていただきませんかでしょうか。

○会長 保留ですね。

○森山委員 はい。

○会長 はい、わかりました。

F委員はいかがでしょうか。

○F委員 娯楽映画としては、非常に面白い映画でした。しかし、推奨には反対です。理由は先ほどB委員がおっしゃった通りですが、私も爆弾が仕掛けられたとしてもお客様に夢を売る場所だから、知らせないということは子供たちに誤解を与えてしまうのではないかと危惧致します。年齢層に関係なく推奨には反対です。

○会長 はい、ありがとうございました。

会長代理はいかがでしょうか。

○会長代理 爆弾のシーンについては、B委員のおっしゃるとおり、悪ふざけのちょっと過ぎるストーリーではあると思いますが、これで爆弾のテロを誘発するということは多分ないんでしょう。

仮に心配する必要があるとすれば、実際に爆弾騒ぎのようなものが現実の遊園地にあったときに、本当のことだとみんなが思わないおそれが、この映画からあるかもしれないな、というのは確かにそのとおりだと思います。

映画の内容としては皆さんおっしゃられたとおり、いろんな若者が会社に入って、最初は地方に赴任を命じられたり、必ずしも花形の部署につく人はごくわずかで、不本意な辞令をもらったりする中で、しかし、そこで一生懸命やる尊さみたいなものはわかりやすく描かれていたので、そういう意味では職業観を養うにはいい映画だったと思います。

別の視点でちょっとどうかなと思ったのは、昨今、この「やりがい搾取」というような言葉もありまして、お仕事頑張るムービーをうたってますけれども、やりがいがあるんだから待遇は悪くてもいいんじゃないかという、やりがいブラック企業なんかも問題視されています。だから、もう一生懸命どんなに待遇悪くても頑張ろうよと、楽しいんだからというのが昨今問題であるとなってます。

あの映画の中でも、主人公は間違いなく正社員の立場なんだろうけど、ほかの人はどうなのかなと。楽しそうに働いているけれども、結構アルバイトだったり、非正規で働いてい

るんじゃないかなとか、もちろん、そういうことは映画では言ってませんし、あの実在の遊園地はその待遇面もしっかりしているんでしょうけれども、ただ、一生懸命働くから、どんな仕事でも一生懸命やろうよというのはわかりやすいんだけど、ちょっと単純過ぎて娯楽性が強い。その延長線上で爆弾の話も出てきて、ちょっとおもしろ過ぎて単純過ぎるなという、そういう感想を持ちました。

実際のところ、爆弾についての論評はなくても、あえて反対はしませんけど、娯楽映画としてかなりおもしろいので、あえて学校に推薦する必要もないんじゃないですかというような意見を実は申し上げようかなとは思っていました。

○会長 あえて推奨しないということですか。

○会長代理 単純過ぎるなと、おもしろ過ぎるというところですよ。実際のところ、皆さん推薦するだろうなと思ってたんで、あえて強く反対はしませんとは申し上げるつもりでした。積極的に推薦しなくてもいい、娯楽性の高い映画として成功するであろうから、学校場で何か教育的な目的をもって推奨する必要も、むしろないのではないかなという気がします。

○会長 そういう意味で、推奨しなくてもいいのではないかということですね。

○会長代理 はい。よくできた、おもしろい映画だったという評価はしています。

○会長 分かりました。

私自身も実は B 委員と同じで、このご時世に、爆弾のエピソードはさわやかで痛快というよりも悪ふざけで悪趣味という印象で、東京都が推奨映画にする必要はないのではないかという印象を持ちました。

それから、この主人公の名前は「ナミヒラ」というんですけども、「ナミヘイ」という制服を作られてしまう。新入社員の名前をまず間違えて、そして爆弾エピソードが続いて、新入社員にとってはひどい職場だなあという違和感を持ってしまいました。名前間違いについては、のちに本人がそれを是認するという展開にはなっていますが。

先ほど申し上げたように、全体としては、この作品はお仕事ムービーとして、頑張る主人公が仕事のおもしろさに目覚めていく成長ストーリーとして、良質でまじめな制作意図であり、映画としては楽しく、波留さんも好演をされて、西島さんも新しい魅力を出されています。映画としては会長代理もおっしゃったように楽しい映画です。しかし、私は推奨映画とするには爆弾騒ぎの取り扱いなどふさわしくないという意見で推奨には反対ということでございます。

では、最終的には挙手で推奨映画とするかどうか、確認したいと思いますが、B委員の前に発言された、AさんからH委員まで、この段階でご意見ございましたら、どうぞご発言ください。

○A委員 今まで、いろいろ見た映画の中で、やっぱりC委員が言ったように、有名な女優さんや俳優さんが演じて、それが青少年にそのまま影響するんじゃないかというおそれがあり、私も今まで何回か、そういう意味での反対を表明してきました。

でも、波留さん、西島さんが演じていて、やっぱり爆弾騒ぎよりは仕事の素晴らしさを描いた方が重いかな、と思います。だから、私は推奨でお願いします。

○会長 D委員もよろしいですか。

○D委員 映画に関しては推奨したいものだけを選ばなきゃいけないわけですよ。けど、別に止める理由がないんじゃないかなというふうにも思い、さっきは推奨でいいんじゃないかという発言をしてしまったのですが、でも、確かにH委員が言うように、ではこれが良識と倫理観を育てるかということを見ると、爆弾のシーンについては、良識と倫理観を育まない可能性があるかな、というふうに考えるます。なので、私はあえて推奨しない方向でいいと思います。

○会長 E委員はいかがでしょう。

○E委員 私は、B委員の懸念もよくわかるんです。日ごろから防災とかも一生懸命やっけていらっしゃる方のことを考えると、私も大事な観点だとは思いますが、しかし、あんまりそこまで全体のシーンから考えると私が見ていて問題になるとは思いませんでした。推奨でいいのかな、と思います。

○会長 はい、わかりました。古郷委員はいかがですか。

○古郷委員 私はこの爆弾騒ぎというのが、例えば先ほどおっしゃったように、園内の全員に向けられたものであれば、これは犯罪誘発、賛美するということでひっかかると思うんですが、この社員教育の一環だとか、そういう思いやりの一環でやっている材料として使われているところで、特にその辺りは思いませんでした。中学生以上では判断できるんじゃないかというところで、推奨で変わりありません。

○会長 はい、わかりました。

西尾委員はいかがですか。

○西尾委員 私はちょっと撤回します。推奨しないほうです。

確かに、B 委員からご指摘を受けるまでは、そんな気にならなかったんですが、東京都が推奨するという重みを、我々が持っているとするれば、あえて、この爆弾シーンがある映画を入れる必要はないと思います。その面も含めて、確かに東京都が推奨するかといたら、これはちょっと違うんじゃないかなと思いました。推奨しないのほうに変更いたします。

○会長 はい、わかりました。

K 委員はいかがですか。

○K 委員 私は、保留にします。

○会長 はい。

H 委員はいかがですか。

○H 委員 私も D 委員が言ったとおり、反対するところが見当たらないという推奨だったんですけども、推奨の重み、この作品を学校の子供たちにぜひ見てほしいという視点で見ると、映画としては満点の作品だとしても、健全育成として推奨となると、確かに推奨はしない方向になります。すみません、変えさせてください。

○会長 はい、ありがとうございます。

そうしますと、推奨について賛成、反対の意見の数を事務局で、確認をしていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○青少年課長 はい。経過報告いたしますと、推奨が 8 名、そして、推奨しないが 7 名、保留が 2 名ということになっております。

○会長 そうすると保留の森山委員と K 委員は、この結果を見て、どちらかに変更するということはありますか。

○森山委員 では、推奨しないほうで。

○K 委員 私も、推奨しない方をお願いします。

○会長 はい。そうすると、推奨が 8 名、推奨しないが 9 名で、推奨しないという意見の方が多くなりますが、審議会として推奨しないという結論でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○B 委員 この爆弾騒ぎ以外の部分に関してはすばらしい映画だと思います。そのことはあえて申し上げます。

○A 委員 私も一言いいですか。

○会長 どうぞ。

○A 委員 いや、私、賛成の立場なんですけれども、東京都では中学生に職場体験をしていると思います。職場体験をしている世代に、この爆弾騒ぎは置いておいても、仕事の裏方とか、最初はやりたくない、その中からやりがいがあるんだというのを見出していくところをぜひ見せてあげたいなとか、見てほしいなと思う部分がありました。この結果は残念だなと思いました。

○会長 B 委員と A 委員からのご発言を踏まえて、私ども審議会が製作意図も真面目で、主人公が仕事のやりがいを見出していく作品の精神については賛成するものが大半だったということ、事務局から製作者側、申請者側に真意をお伝えいただければと思います。

○青少年課長 はい、了解いたしました。

○会長 それでは、この結果に従った形で推薦しないという形で答申させていただきたいと思っています。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○会長 では、次のその他へお願いします。

○青少年課長 それでは、その他の説明でございます。それでは、16 ページをご覧ください。

都民の申し出の 8 月処理分につきましては、メールによるものが 21 件ございました。こちらに関してでございますけれども、全件、前回ご紹介させていただきました図書類と同じものでございます。

匿名での申し出でございますが、内容等から考えますと、同一の方からの申し出と推測されるものでございます。本件についても前回同様でございますが、条例施行規則第 15 条で定める不健全図書類の基準には該当しないと、こちらとしては判断しているところでございます。

都民の申し出については以上でございます。

そして、またもう 1 件でございますが、都民の方からのお問い合わせというものがあつた件がありましたので、ここでご報告をさせていただきます。

8 月の不健全図書のプレス発表のホームページ掲載のものでございますが、こちら事務手続の関係で、通常より 1 日、ホームページの掲載が遅くなったというところがあつたところでございます。そこにつきまして、都民の方からホームページの更新が遅いというお問い合わせがあつたところでございます。

こちらにつきましては、庁内の事務手続で、ホームページの掲載というのが変動すること

は確かに事務的にあるところではございますけれども、可能な限り、こちらにつきましては早目にといたしますか、法令に沿ってちゃんと審査をした上で、適切に掲載するように努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○会長 特にご意見、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○会長 はい。それでは、続けてください。

○青少年課長 それでは、続きになります。

次に、次回審議会に諮問予定の映画が2本ございますので、そちらのご案内をさせていただきます。

まず、1作品名は、「シンプル・ギフト ～はじまりの歌声～」でございます。試写会が1回のみとなります。9月25日午後3時から、試写会場は品川区東五反田2-14-1LにありますIMAGICA東京映像センター第2試写室です。

続きまして、2作品目を紹介いたします。作品名「いろとりどりの親子」でございます。1回目の試写会が9月14日午後3時半から、2回目の試写会が9月20日午後1時からでございます。試写会場は中央区京橋1-6-13アサコ京橋ビル地下1階にあります京橋テアトル試写室でございます。なお、いずれもご都合がつかない場合は、DVDでの視聴も可能でございます。

以上でございます。

○会長 はい、ありがとうございます。

ご質問等、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、以上で調査・審議事項は終了となります。傍聴人の方が再入室されますので、図書名がわかる資料はしまってくださいようお願いします。

では、お願いします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは、議事を再開いたします。

事務局からご説明をお願いします。

○青少年課長 まず、本日の審議でございますが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌

を東京都の青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申になりました。不健全図書の告示予定日は平成30年9月14日金曜日、プレス発表は不健全図書類の告示日前日の平成30年9月13日木曜日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

また、もう1件でございますが、先般、6ページの立入調査等の実施状況につきまして、ご質問があったところでございますが、こちら個票をそれぞれに確認させていただきましたところ、こちらの数字については誤りがないというところでございます。

ただ、表の見え方において若干わかりにくいというところもございますので、その状況がきちんとわかるような表を次回から作成するという形で、修正をさせていただきたいかと思っております。ご指摘ありがとうございます。

○会長 はい、わかりました。

○青少年課長 最後に、次回の審議会についてご案内いたします。次回は10月9日火曜日の15時30分からとなります。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

本日で27期は最後の審議会となります。委員の皆様には2年にわたり、毎月毎月ご参集をいただきまして、不健全図書の指定や優良映画の推奨について、熱心なご審査とご審議を賜りまして、本当にありがとうございました。

来月からの第28期につきましても、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、これで閉会をいたします。本日はありがとうございました。

午後5時10分閉会